阿久根市子どもの遊び場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月30日

阿久根市長　　西　平　良　将

阿久根市規則第34号

阿久根市子どもの遊び場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿久根市子どもの遊び場の設置及び管理に関する条例施行規則（令和８年阿久根市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第２条中「午前９時から午後４時30分まで」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　次号に規定する日以外の日　午前９時から午後４時30分まで

⑵　日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日　午前10時から午後４時まで

第３条第１項中「次のとおり」を「12月29日から翌年の１月３日までの日」に改め、同項各号を削る。

附　則

この規則は、令和９年１月１日から施行する。